

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
土森委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として西内隆純議員の出席を求めているので御了承願う。  
本日は、開会日の議事手続等について、御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので御協力願う。

## 1. 議事手続について

### (1) 平成25年度決算議案

武石委員長 まず、議事手続についてである。  
最初に、平成25年度決算議案についてである。1ページの資料1、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。これらの決算議案についての議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、委員長報告を行うことで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。  
次に、委員長に対する質疑は省略することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。  
次に、討論についても省略し、採決を行うことでいかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。  
なお、採決は、資料1の一覧表の記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

### (2) 高知県議会会議規則等の改正

武石委員長 次に、高知県議会会議規則等の改正についてである。  
まず、2ページの資料2、高知県議会会議規則の改正についてである。  
この件については、前回の議運で「南海トラフ地震等発生時における議会活動指針」を制定する旨の決定をいただいたことに伴い、当規則を改正しようとするものである。  
このことについて、事務局から説明させる。

(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長 何か、質問はないか。

(な し)

- 武石委員長 次に、5ページの資料3、高知県政務活動費の交付に関する条例の改正についてである。
- この件についても、前回の議運において、政務活動費の運用のあり方の見直しについての協議を終えたことを受け、このたび、その決定に伴って関係条例を改正しようとするものである。
- その内容について、事務局から説明させる。
- (川村総務課長、説明)
- 武石委員長 何か、質問はないか。
- (なし)
- 武石委員長 それでは、高知県議会会議規則及び高知県政務活動費の交付に関する条例の改正に係る議案について、議運の委員の連名で閉会日に提出してはと存ずるが、いかがか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
- なお、議事手続については、閉会日の議運でお諮りすることとする。

## 2. その他

### (1) 高知県議会議員の身分証明書の交付に関する要領案

- 武石委員長 次に、その他である。
- まず、高知県議会議員の身分証明書の交付に関する要領案についてである。
- このことについても、「南海トラフ地震等発生時における議会活動指針」を定めたことに伴い、災害発生時の議員の活動に必要となる身分証明書の交付に関する要領を制定するため、正副委員長案を10ページの資料4に示してある。
- このことについて、事務局から説明させる。
- (川村総務課長、説明)
- 武石委員長 何か、質問はないか。
- 浜田議長 これは採用してもしなくてもよいが、災害のときにこれを利用するのであれば、もし議員が事故、被災等して意識を失って、出血多量というときには、個人情報になるかもしれないが、血液型を例えばA型ならA型と書いていたら、輸血がすぐできるということも言える。検討いただいたらと思う。血液型を書くかどうか。
- 梶原委員 関連して、生年月日をここに書く必要があるのかと思う。生年月日を書くのであれば、先ほど議長が言われた血液型のほうが実用だと思う。また裏面も、退職等の場合速やかにこの証明書を返納していただきたいというのは、交付していただくときにしっかり言っていたら、裏面にはこの文言を書かなくても、他の災害関連の情報を書けるスペースになると思う。内容については、また事務局のほうで検討、精査していただいたらと思う。

- 西森(雅)委員　これは、どんなもので作るのか。
- 川村総務課長　通常の紙をラミネートで貼り合わせて、きちっと加工したもの。
- 坂本(茂)委員　　どういう目的で交付するかということを考えたとき、先ほど言われるような記載事項の問題が出てくると思う。当初議論の中では、道路規制のあるところを行ったり、議員としての活動する場合にということであったので、議員が例えば被災して、救出を求めるといようなことも盛り込むのであれば、先ほどから言われるような情報が入ってくると思うが、ある意味常時携帯はしなくてもよいということだったので、どういうふうな位置づけにするかによって記載事項も変わってくると思う。例えば被災時のことでいうと、血液型、連絡先、例えば誰かに発見されたときだったら、議会に電話するか、家族に電話するかということになれば直近の連絡のつきやすい連絡先を書けということになるわけで、どんどん個人情報的事項がはいってくる。そういうものとして位置づけるのかということがあると思う。そこらあたり議長の権限で交付するようになるのであれば、もう少しそこは精査したらどうかと思う。
- 武石委員長　　皆さん御承知のように活動指針の改正の中で議論いただいた案件である。使途としては、今坂本委員が言われたように、通行規制がかかっているところに進入するための身分保証、あるいはガソリンの補給を受けるためのということで身分証明書をという議論があったと私も記憶している。今坂本委員が言われたような使途でこの身分証明書を使うことの整理ができていると思う。だから、議長初め御意見いただいたが、委員長の私としては、まずこれでスタートさせていただいて、運用しながら今出た意見について検討することにしたい。これで議論いただいたので、これでスタートさせていただいて、必要に応じて改正するなり、今後の議運で議論いただくということで、まず今回はこれで要領を作成させていただくということでどうか
- （異議なし）
- 武石委員長　　それでは、今私が申し上げたように、今回はまずこれで要領を制定するというところで、御異議ないか。
- （異議なし）
- 武石委員長　　それでは、さよう決する。  
なお、制定の手続については、議長に一任することで御了承願う。
- （了　承）
- (2) その他**
- 武石委員長　　最後に、その他で何かないか。
- （な　し）
- 武石委員長　　それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、12月17日水曜日午前9時から開催する。協議事項は、議案の付託等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、本会議の開会時刻は午前10時をめどとする。

以上で、議会運営委員会を終わる。